

事務連絡  
令和2年5月1日

各 都道府県  
政令指定都市  
中核市 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の放課後等デイサービス事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）（以下「4月7日付け事務連絡」という。）などでお示ししてきたところですが、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、4月7日付け事務連絡等でお示ししているとおりの対応をお願いします。特に放課後等デイサービス事業所は、令和2年3月の特別支援学校等における一斉臨時休業の要請以降、長時間の開所等への対応により、非常に厳しい状況になっていることから、改めて、放課後等デイサービス事業所及び通所する児童・保護者への対応について、下記の通り留意事項をまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1 児童・保護者への代替的支援等

- 新型コロナウイルス感染症防止のため、地域内の学校が臨時休業となった場合、市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、家にいることが可能な保護者に対して、市町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いするなどにより事業所への通所サービスの提供を縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業も検討いただくこととしている。
- 事業所への通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要である。また、自宅にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましい

と考えている。具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていただけよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたい。

(具体的なサービス内容の例)

- ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・児童の健康管理
- ・普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

○ 代替的な支援の実施方法について、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合もあるため、放課後等デイサービスについては、メール等による支援も報酬の対象として認めることとしている。この取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」（令和2年4月28日付け事務連絡）を参照されたい。

また、放課後等デイサービス事業所が行う代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業（特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業）を令和2年度補正予算において計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「5月1日付け文部科学省通知」という。）において、分散登校を行う際に、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などが示されている。緊急事態宣言が継続した場合の対応として、学校の中で一部を休業とすることとしている場合についても、放課後等デイサービスの報酬単価については、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用することとする。

○ また、「5月1日付け文部科学省通知」において、放課後等デイサービスにも関係する内容は以下のとおりであるので、内容を十分御了知のうえ、学校又は教育委員会等との連携を図るなど、適切に対応いただきたい。

## 2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

### （1）分散登校日の設定について

#### ③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

- なお、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続され、当初想定されていた期間を超える通所自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、支援が必要となる事例も考えられることから、市町村又は放課後等デイサービス事業所においては、すべての保護者に対し、支援の必要性を再度確認し、適切に支援が提供されるようご対応をお願いします。

## 2 学校等との連携

- 学校の臨時休業に際して、子どもの居場所確保に向けた取組方策として、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日文科初第1598号、子発0302第1号、障発0302第6号）及び文部科学省の「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」において、以下のような取組をお示ししているところです。学校の臨時休業期間が長期化し、放課後等デイサービス事業所における負担が大きくなっている自治体においては、改めて、学校施設の活用等について、教育委員会と協議をしていただくこともご検討ください。

### <子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保>

- ・ 放課後等デイサービスの業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保
- ・ 福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れること
- ・ やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとること

### <学校の教室等の活用>

- ・ 密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要であり、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること

## 3 指定障害児相談支援事業所等による保護者等の支援

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に学齢期の障害児の支援については、学校の一斉臨時休業以降、放課後等デイサービス事業所を中心に対応がなされてきていますが、緊急事態宣言が継続され、外出自粛要請が長期化し、障害児本人や同居する保護者等家族の負担が増している世帯が増加しつつあると想定される。

このような世帯について、指定障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター等においては、重点的に訪問や電話・メール等の相談を実施するとともに、放課後等デイサービス事業所に対する相談などの事業所支援にも努めること。

- なお、本取組にあたっては、障害児相談支援の報酬算定について、下記の通りの臨時の取扱いを可能とする。
  - ・ サービス提供時モニタリング加算の算定要件について  
この加算は、障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認した場合に算定できることとしているが、新型コロナウィルス感染症への対応のため、今般、新たに、放課後等デイサービス事業の事業所の提供状況等の確認にあたっては、電話・メール等の方法で行った場合も算定を可能とする。
  - ・ モニタリング実施月以外における継続サービス利用支援費の算定について  
市町村は、事業者からの協議があった場合、本人保護者や事業所等との連絡調整やサービス等の利用調整をはじめとする環境調整を行ったその業務の内容によっては、上記加算だけでなく、臨時に継続サービス利用支援費を算定することを柔軟に検討すること。
- また、令和2年度補正予算において、「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」を計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

#### 【参考】

新型コロナウィルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、必要な連携の内容がモニタリングとして評価できるものと市町村が認めるときについては、継続サービス利用支援費として算定可能としている。  
(令和2年4月9日付「新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第4報）」障害福祉課事務連絡問12)。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL : 03-5253-1111 (内線3037, 3102)  
FAX : 03-3591-8914  
E-mail : [shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。

2文科初第222号

令和2年5月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各國公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
丸山洋司

(印影印刷)

### 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参照））を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いします。

## 記

### 1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%，高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならぬという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

## 2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

### (1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ＩＣＴを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

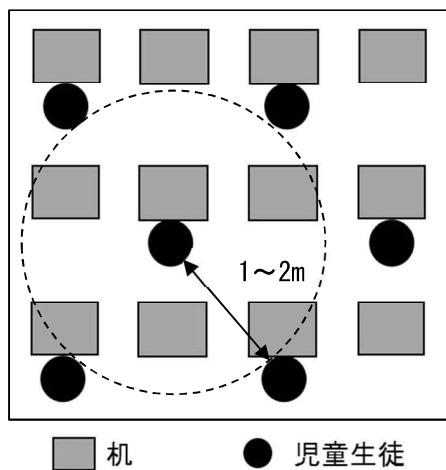
なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

#### ①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2 メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2mの距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を1~2m以上保つように座席を配置する。

## ②分散登校の工夫

- 児童生徒数の多い学校にあっては、①に示す身体的距離の確保のため、
- ・時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
  - ・学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法

等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

## ③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

## (2) 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

## する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

### (3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

### (4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののはか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

### (5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

### (6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

## (7) 出欠の取扱い等について

### ①学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まれないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができる。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

### ②学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行うこと。

## (8) 長期休業期間及び土曜日における登校日の設定等について

学習指導通知の4では、

- ・児童生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること
- ・その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、

土曜日に授業を行うことなどが考えられることを示している。

登校日を設ける場合も、必要に応じ、長期休業期間及び土曜日に行うことなどが考えられる。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。また、週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

#### (9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

### 3. 人的体制の確保に関するこ

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、家庭学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、指導体制の確保を図ること。

その際、公立学校においては、学校全体の指導体制も踏まえつつ、加配教員の活用や学習指導員の追加配置、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による事業の実施等を検討されたい。特に、学習指導員等の確保に当たっては、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

なお、人材確保に当たっては、文部科学省の「学校・子供応援サポート人材バンク」<sup>\*</sup>も積極的に活用されたい。

\*文部科学省ホームページ上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市町村）がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。（令和2年4月24日開設）

[https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000006800\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000006800_1.pdf)

また、私立学校においては、指導体制の確保のための外部人材の活用といった取組等について、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」による補助を文部科学省から都道府県に対し行っていることから、本補助金の活用も検討されたい。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○臨時休業全般に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内3964)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3030)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

○人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内2587)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課(内2547)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

## 登校日の実施の工夫例

参考資料

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火		
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ	
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導	
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食	
午後	下校	昼食	昼食	下校	
	教室での指導	教室での指導	教室での指導	家庭学習	

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金	
	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	
6年生	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例  
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

	月	火	水	木	金	土	
1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保